令和２年度

山王寺本郷地区水道整備事業

山王寺本郷地区配水管詳細設計業務

特 記 仕 様 書

令和２年５月

雲 南 市 水 道 局

１．総　則

１）．業務の目的

山王寺本郷地区は、雲南市大東町の北東部標高 200～370m の山腹に位置する水道未普及地区である。本業務は同地区の水道未普及解消を目的として、令和６年度供用開始に向けた水道施設整備を行うための測量設計業務である。隣接する大東加茂上水道事業・新越戸配水系統和野配水池より拡張し、山王寺本郷地区へ配水管を整備するための測量及び設計業務を実施する。各種検討により設計方針を立て、現地調査等により設計条件を確認した上で、工事発注に必要となる設計図面及び数量計算を実施する。

２）．適　用

(1)．業務は、本仕様書に従い施工しなければならない。

(2)．仕様書に定めない事項について疑義を生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

３）．法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

４）．守秘義務

受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

５）．管理技術者【設計】

(1)．管理技術者は、設計業務等の履行にあたり技術的管理を行うものであり、技術士（上下水道部門）の資格を有する技術者でなければならない。

(2)．管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

６）．照査技術者【設計】

(1)．照査技術者は、技術士（上下水道部門）又は技術管理者あるいは RCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する技術者でなければならない。

(2)．照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

(3)．照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

７）．主任技術者【測量】

(1)．主任技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものであり、

測量法に基づく測量士の有資格者でなければばらない。

８）．提出書類

(1)．受託者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を遅滞なく監督職員へ提出しなければならない。

(2)．受託者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。

９）．納　期

本委託の納期は，令和３年１月２９日とする。

１０）．打合せ等

本業務の過程において重要な事項は，事前に本市担当員と協議を行わなければならない。

また，協議事項は，議事録として１通を提出し，相互に誤認を生じないよう努めること。

１１）．関係官公庁への手続き等

(1)．受託者は、業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等（島根県及び雲南市水道審議会を含む）への手続きの際に協力しなければならない。また、受託者は業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きは、速やかに行うものとする。

(2). 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、すみやかにその内容を監督職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

１２）．地元関係者との交渉等

(1)．契約条項に規定する地元関係者への説明、交渉等は発注者または監督員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。地元関係者との交渉にあたっては受託者は誠意を持って接しなければならない。

(2)．受託者は業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、発注者又は監督職員の承諾を得て行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(3)．受託者は設計図書の定め、あるいは発注者または監督職員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面にし、状況を随時発注者または監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(4)．受託者は業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会いするとともに、説明

資料及び記録の作成を行うものとする。

(5). 受託者は前項の地元協議により既に作成した成果物を変更する必要が生じた場合には、発注者または監督員の指示に従い、成果物等を変更するものとする。なお、変更に要する履行期間及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。

１３０). 土地への立入り等

(1). 受託者は業務を実施するため、第三者が所有する土地に立ち入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協議を行い、業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

(2). 受託者は業務実施のため、植物伐採、垣、さく等の除去または土地もしくは工作物を一時使用するときは、設計図書に定めのある場合を除き、監督職員の承諾を得たうえで当該土地所有者への了解を得るものとする。なお、当該土地所有者への承諾は発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。

(3). 特に定めのある場合を除き、借地料、伐採その他の補償は、受託者において行うものとする。

１４). 貸与図書等

本業務の履行の上で必要となる認可申請書, 水質試験結果, 基本設計報告書等の本市所有の資料については貸与を行う。その他必要資料については，設計協議等において受託者より願いでること。

また，貸与に際しては，借用書を１通提出し，貸与期間中の管理については，受託者の責任において慎重に行うこと。

１５). 納　品

成果品の提出に際しては管理技術者が直接持参するものとし，必要な説明を行わなければならない。

１６). 検　査

(1). 受託者は業務が完了したときは検査を受けなければならない。

(2). 受託者は検査を受ける場合は、あらかじめ成果物、打合せ議事録、その他検査に必要な資料を整備し、監督職員に前もって提出しておかなければならない。

(3). 受託者は検査員から修補を求められた場合はすみやかに修補をしなければならない。

２．業務内容

１）．計画諸元及び作業数量

施設計画諸元については概ね下記を基本とするが、当該業務において総合的に検証すること。

＜山王寺本郷地区＞

・計画給水人口　94 人

・一日最大計画給水量　36.0m3/日

＜設計業務＞

配水管について開削工法により詳細設計を行う。規模は下記の通り予定している。設計箇所及び延長については監督職員と協議のうえ決定するものとする。

・配水管詳細設計　φ100mm 以下　L=6.08km

・配水管詳細設計　φ100mm 以下　L=200m 以下（小口径）

＜測量業務＞

下記作業項目について、設計に必要な測量成果を取得する。なお、それぞれの実施数量等については必要に応じて監督職員と協議の上、実施すること。

・作業計画	一式
・現地踏査	6.1km
・中心線測量	6.1km
・縦断測量	6.1km
・横断測量（測点間隔 100m、測量幅 45m 未満）	3.0km（必要区間のみ）
・現地測量（1/200、0.00017km2、橋梁部）	１式
・横断測量（橋梁部）	2 本

２）．作業項目

(1)．測量業務

測量業務は雲南市公共測量作業規程に基づき実施するものとする。測量の基準は雲南市公共測量作業規程第２条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。

(2)．設計業務

① 現地調査

本地区へ給水する大東加茂上水道事業・新越戸配水系統の諸条件を整理・確認した上で、設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（電柱、架空線等）具体的調査、既設管等の調査を行う。用地の境界や工事搬出入経路、架空を含めた既設埋設物等を現地調査し、

工事において支障を生じないように留意する。

② 設計計画

口径、管種、布設位置、土被り、工法比較、仮設の要否等の他、その施工計画を行う。なお、現地地盤条件等により土留め工等の特別な仮設設計が必要となった場合、監督職員との協議の上、委託契約の変更対象とする。新設管の埋設協議などにより関係機関と協議が必要な場合は、本市担当員と協議のうえ、図面等の資料作成を行うこと。

③ 各種計算

管の構造計算、一体化長さの計算、付帯構造物の構造計算、仮設構造物計算等、設計に必要な設計計算を行うこと。

④ 図面作成

位置図、平面図、縦断面図、詳細図（平面、縦断、横断図等）、構造図及び工事占用申請に必要な図面を作成する。

⑤ 数量計算

工事に必要な数量全ての計算を行い、数量計算書を作成する。

⑥ 審査

基本条件確認、検討事項の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査等を行う。なお、設計審査に関しては，業務の責任者(主任技術者)と同等以上の資格，または知識を有するものが，これにあたること。

また，業務の責任者本人が，当該業務の審査を行ってはならない。

３）．成果品

提出する成果品は，下記の通りとする。

・報告書　　２部

・上記報告書の電子データ（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）１式

４）．参考図書

① 水道施設設計指針（2012 年版）((社)日本水道協会、平成 24 年 7 月 30 日)

② 水道維持管理指針（2016 年版）((社)日本水道協会、平成 28 年 3 月 1 日)

③ 水道施設耐震工法指針・解説（2009 年版）((社)日本水道協会、平成 21 年 7 月 1 日)

④　簡易水道施設基準解説　改訂版（全国簡易水道協議会、平成 3 年 11 月）

⑤　水道事業実務必携　令和元年度改訂版（全国簡易水道協議会、令和元年 8 月 5 日）

⑥　簡易水道維持管理マニュアル（全国簡易水道協議会、平成 18 年 3 月 20 日）

⑦　水理公式集（(公財)土木学会、平成 31 年 3 月）